

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

対象者

所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者。

課税軽減の手法

新たに機構に貸し付けた農地（※）に係る固定資産税を以下の期間中1／2に軽減する。

- ①15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- ②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

※所有者が機構から借り受けた自己所有農地を除く。

実施時期

平成28年度から実施。具体的には、平成28年4月1日から固定資産税の賦課期日である平成29年1月1日までに機構に貸し付けた場合には、平成29年度に納付する固定資産税より適用されることになる。

特例の適用期限は、令和6年3月31日※まで。

※令和8年3月31日まで延長される見込み。